

# 令和7年4月1日から新制度に移行します

## 出産・子育て応援事業 制度移行のお知らせ

子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月1日から東京都出産・子育て応援事業によるギフトカードの支給が、**妊婦を対象とした現金による給付（妊婦のための支援給付）**に変わります。

### 令和6年度までの制度内容

	妊娠時	出産後
支給時期	ままばば面談を受けた際に申請方法をご案内します。	赤ちゃん訪問を受けた際に申請方法をご案内します。
支給金額	5万円相当	10万円相当
ギフトイメージ	 [出産応援ギフト] 赤ちゃんファースト (妊娠)のカード	 [子育て応援ギフト] 赤ちゃんファースト (出産)のカード



妊婦のための支援給付開始後

### 令和7年度からの制度内容

	妊娠時	出産後	出産後
支給金額	5万円	5万円	10万円相当
支給イメージ	 妊婦支援給付金 (1回目)※	 妊婦支援給付金 (2回目)※	 東京都 赤ちゃんファーストギフト (図はイメージ)

※指定いただいた口座への振込となります

東京都赤ちゃんファーストギフト（10万円相当）は、令和7年4月1日以降に出産した方を対象に別途支給される予定です。（詳細は3月末以降に東京都から発表されます）

制度移行に伴う支給内容の詳細は、裏面をご確認ください

# 妊婦のための支援給付への制度移行に伴う 支給内容について

対象によって支給内容が変わります

## ①妊娠時

令和7年3月31日までに  
ギフトを申請した方

出産応援ギフト  
(5万円分)



令和7年4月1日以降に  
妊婦支援給付金を申請した方

妊婦支援給付金1回目  
(5万円)



## ②出産後

令和7年3月31日までに  
出産した方

子育て応援ギフト  
(10万円分×子どもの数)



令和7年4月1日以降に  
出産した方

妊婦支援給付金2回目  
(5万円×胎児の数)



→東京都の「赤ちゃんファーストギフト(10万円分)」も対象  
(対象者は018サポートと同時に東京都へ直接申請)

## <制度移行に伴う留意事項>

- ・ 令和7年3月31日までに出産応援ギフトを申し込んでいない方は、**令和7年4月1日から現金による支給(妊婦支援給付金1回目)**をお選びいただけます。ギフトではなく現金による支給(妊婦支援給付金1回目)を希望する方には、令和7年4月1日以降に郵送等で申請方法をご案内いたしますので、区へお知らせください。
- ・ **令和7年4月1日以降は出産応援ギフトの申請はできなくなります。**ギフトによる支給を希望する場合は、令和7年3月31日までにままばは面談を受け、かつ、ギフトの申込まで完了させる必要があります。
- ・ 子育て応援ギフトの対象者(令和7年3月31日までに出産した方)は、現金による支給(妊婦支援給付金2回目)をお選びいただくことはできません。

問合せ先

千代田保健所保健サービス課保健サービス係  
TEL: 03-6380-8552 (直通)  
Mail: hoken-service@city.chiyoda.lg.jp

